

職 務 内 容 書

社会保険診療報酬支払基金 理事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、診療報酬の審査・支払を通じて、公的医療保険制度の円滑な運営を支え、発展させていく役割を担っています。

これまで支払基金は、令和4年10月に審査事務を集約した新しい組織体制に刷新し、組織を挙げて新生支払基金の安定稼働に取り組んできたところであり、令和7年度においては、審査支払業務に関する信頼の確保と審査実績の向上基調を堅持することに加え、医療DXに関するシステムの開発運用主体の母体とし、抜本的に改組することを含む法案の国会提出を受け、医療DXと審査支払の両方を担う組織体制の基盤を強化していくこととしています。

組織体制の強化に向けては、審査支払業務の更なる効率化を進め、そこから生み出される人的資源を医療DXへ振り向けるなど、医療DXと審査支払を緊密に連携させ、相乗効果を引き出しながら、両方の業務をともに支える基盤を整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今回の公募の対象である理事ポストには、医療全体の発展に資するため支払基金に求められている取組に対し、理事長を補佐して厚生労働省をはじめとする関係機関と連絡調整を図りながら、強いリーダーシップと改革意欲を持って、人事・労務・組織編成、審査支払、医療DX等の業務を適正かつより効率的に運営することができる人材を求めています。

1 機関名：社会保険診療報酬支払基金

（法人の業務概要）

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された診療報酬（医療費）の「適正な審査」と「迅速な支払」を二大使命として業務を実施している。

この他に、高齢者医療、介護保険、子ども・子育て支援納付金、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の業務も取り扱っている。

また、保健医療情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する業務（データヘルス関連業務）も実施している。

2 ポスト：理事1名

〔任期：2年（令和7年7月1日～令和9年6月30日）〕

※理事は再任されることがあり、その場合の任期は2年です。

（参考）

定款第7条において「役員の任期は、2年とする」、「役員は、再任されることができる」と定められています。

3 職務内容

常勤の理事として、支払基金全体の業務処理状況を常に掌理し、理事長を補佐して支払基金の重要な経営方針を立案に参画するとともに、常に改革に向けた意識を持って、社会保険診療報酬支払基金法、定款及び理事会の議決に基づき、次の支払基金の業務全体を（特に（1）、（3）、（5）を中心に）執行する。

- (1) 人事・労務・組織の編成に関する業務を統括する。
- (2) 予算、決算、経理全般及び契約事務の適正な運営管理を行う。
- (3) 診療報酬の審査支払業務の適正な運営管理、ＩＣＴを活用した審査の充実、業務効率化等を行う。
- (4) 審査委員会の適正な運営管理を行う。
- (5) 診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための、全国統一の共通的な電子計算プログラムである「共通算定モジュール」の開発や国民健康保険団体連合会・国民健康保険中央会との審査支払システムの共同開発等の医療 DX に関する業務を統括する。
- (6) オンライン資格確認等システム等の円滑な運営、マイナ保険証の利用環境の整備に向けた各種開発等を統括する。
- (7) 高齢者医療、介護保険、子ども・子育て支援納付金、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の業務を統括する。
- (8) 日本医師会、健康保険組合連合会等、関係団体との連絡調整等渉外業務を統括する。
- (9) その他必要な業務を統括する。

4 必要な資格・経験

- ・ 支払基金の理事として医療保険制度に関する十分な識見を有していると認められること。
- ・ 政府において、進められている医療DXに関する知識を有していること。
- ・ 支払基金改革の趣旨、経緯等について十分な知識を有していること。
- ・ 民間や公的組織において経費節減、サービス向上等の事業の改善、効率化に取り組んだ経験を有するなど、支払基金改革や医療 DX を推進していく意欲や経験、先見性、実行力、責任感を有していると認められること。また、大規模システム開発に関して責任あるポストに就いた経験を有していることが望ましい。
- ・ 支払基金の事業運営に関する方針の決定及び中長期的視点に立った事業展開を図ることができる能力、経験を有していること。
- ・ 審査の中立性・公平性の妨げになるような利害関係団体の役職に就くことや、誤解を招くような接触を慎むことができる等、人格高潔で高い倫理観を有していると認められること。
- ・ 原則として就任時に６５歳以下であること。

5 勤務条件

- ・ 勤務形態 常勤

- ・ 勤務地 支払基金本部（東京都港区新橋２－１－３）
- ・ 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・ 給与 年収約１，４５０万円程度（役員給与規程に基づく）
- ・ 福利厚生 健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断

6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

(1) 第１次選考（書類選考）

「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考とします。

なお、提出された書類に不備がある場合は、選考対象といたしません。

※ 第１次選考結果は、令和７年５月下旬までに、その合否について応募者全員にご連絡します。

(2) 第２次選考（面接選考）

第２次選考は外部有識者から成る選考委員会による面接選考とし、５月下旬から６月上旬に行う予定です。

第２次選考合格者は、６月に予定している理事会で選任議案として諮られます。

理事会で選任議決が得られた場合には、厚生労働大臣の認可を受け、理事として決定されます。

※ 第２次選考結果は、６月中旬までに、その合否について第２次選考を受けた方全員にご連絡します。理事への正式決定は、理事会での選任議決が得られ、厚生労働大臣の認可を受けられ次第、ご連絡します。

【社会保険診療報酬支払基金法（抜粋）】

第10条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

第11条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【社会保険診療報酬支払基金定款（抜粋）】

（役員の職務及び権限）

第5条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、この基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

（役員の選任）

第6条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

2 理事及び監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から理事会で選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

5 役員の選任については、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 専務理事は、理事長が理事の中からこれを指名する。

【社会保険診療報酬支払基金定款(抜粋)】

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(3) その他

選考の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を支払基金人事部内役員選考委員会事務局宛て簡易書留により郵送又は直接持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「社会保険診療報酬支払基金理事応募」と朱書きしてください。

なお、複数の公募ポストに同時に応募することはできません。

○履歴書（JIS規格履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、応募動機、学歴、資格、連絡先等の必要事項を詳細に記載してください。また、理事就任後、現在の役職を継続する場合又は新たに他組織の役員等に就任する予定がある場合は、「本人希望記入欄」に記載してください。）

○職務経歴書（任意様式により、職務経歴（前4の「必要な資格・経験」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。）

○自己アピール文書

テーマ「支払基金で自分が貢献できること」

【作成要領】

- ・ 1,500字以上2,000字以下（文字数厳守）とする。A4版、横書き。
- ・ 支払基金改革における支払基金での今後の取組等を踏まえて、支払基金の理事として自分が貢献できることを記述してください。

※ 応募書類は自筆・パソコンいずれをもって作成していただいても結構です。

(2) 送付先

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局

(3) 応募期限

令和7年4月30日（水）必着

8 欠格事由

定款第8条に定める欠格事由に該当する場合は、役員となることはできません。（兼業を禁止するものであり、応募の段階での要件ではありません。）

【社会保険診療報酬支払基金定款(抜粋)】

(役員の欠格条項)

第8条 政府又は地方公共団体の職員(保険者たる地方公共団体の職員及び非常勤の職員を除く。)は、役員となることができない。

9 その他

- ・ 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用いたしません。
なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。
- ・ 最終合格者には、健康診断書(過去1年以内に受診した健康診断結果の写し)を提出していただきます。

10 問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局
(電話03-3591-7441)